

定期積金

平成24年8月13日現在

商品名	・スーパー積金
販売対象	・法人および個人の方
期間	・6か月以上5年以下（個人は1年以上）
預入 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・定期または数回にわたり掛金の払い込みができます。 ・1,000円以上 ・100円単位
払戻方法	・満期日に一括してお支払いします。
利息 （1）適用金利 （2）給付補てん金の支払い方法 （3）計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利 ・契約時に通帳に表示する約定年利回りを満期日まで適用します。 ・給付補てん金は満期日以後に一括して支払います。 ・給付補てん金は付利単位を1円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算
税金	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の給付補てん金には20%※（国税15%、地方税5%）の税金がかかります（なお、マル優は利用できません）。 ※平成25年1月1日～令和19年12月31日までの間にお受け取りになる利息には「復興特別所得税」が課され、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 ・法人は総合課税となります。
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の場合は、「総合口座」の担保とすることができます。（貸越利率は担保定期積金の約定利回りに1.0%上乗せした利率）。 ・普通預金等からの自動振替による預け入れができます。
中途解約時の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、次の①、②の中途解約利率により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。 ①初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日の普通預金利率 ②初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 約定年利回り×60%
金利情報の入手方法	・金利（年利回り）は店頭が表示金利でご確認いただくか、窓口へご照会ください。
苦情処理措置 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談室（9時～17時、電話：0120-549-274）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 滋賀弁護士会（電話：077-522-2013）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</p>
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または約定年利回り（1年を365日とする日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。 ・満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象商品です。定期預金（積立・財形貯蓄商品含む）、定期積金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、納税準備預金を合算し当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金を合計して元本1,000万円までとその利息等（※）が保護されます。 ※ 定期積金の給付補てん金も利息と同様保護されます。 ・預金保険制度に関する詳しい内容については、別途資料をお渡しいたします。